令和６年度千葉県観光統計整備事業　業務委託仕様書

※　本仕様書は、当該業務委託の企画提案募集にあたり、業務の大要として、業務内容及び要求事項、確認事項等を示すものであり、最終的な業務委託仕様書は、受託者決定後、協議の上、千葉県（以下「県」という。）が作成する。

１　委託業務名

令和６年度千葉県観光統計整備事業

２　委託期間

契約締結の日から令和７年３月３１日（月）まで

３　目的

本県の観光施策立案に必要な観光客の動向を把握するため、「観光入込客統計に関する共通基準」（平成２１年１２月国土交通省観光庁策定、以下「共通基準」という。）に基づく観光統計調査に加え、県独自の調査を実施し、その分析を行うとともに、本県の観光分野の実態に即した経済波及効果の推計及び観光動向の分析を実施する。

４　委託業務の内容

（１）調査様式の作成

各調査において調査項目を設定し、調査様式を作成する。

※下記「観光地点パラメータ調査」の調査様式については、英語、韓国語及び中国語（繁体字、簡体字）版、「外国人観光客意向調査」については、調査対象国・地域となる母国語の外国語版を作成し、質問内容が理解しやすく適切な外国語表現となっているか、当該外国語を母語とする者による確認を受けること。

（２）調査の実施

ア　観光地点等入込客数調査

［調査方法］

県内各市町村（観光主管課）が観光地点の管理者及び行祭事・イベントの運営者等に対して実施する、月別の観光地点及び行祭事・イベントの入込客数（延べ人数）等について照会・取りまとめを行う。

［調査項目］

観光地点及び行祭事・イベントにおける観光入込客数（延べ人数）

［調査周期］

四半期ごと

- ・令和６年６月調査（令和６年１月～３月数値）、７月取りまとめ
- ・令和６年７月調査（令和６年４月～６月数値）、８月取りまとめ
- ・令和６年１０月調査（令和６年７月～９月数値）、１１月取りまとめ
- ・令和７年１月調査（令和６年１０月～１２月数値）、２月取りまとめ

イ　観光地点パラメータ調査（調査員調査）

［調査方法］

調査地点ごとに調査員を配置し、調査票を用いて、対面による聞き取り調査を実施する。

※調査員は調査地点ごとに原則として３名以上配置すること。
※実施に際しては、必要に応じて警察署へ「道路使用許可申請書」、「道路使用許可申請手数料減免申請書」を提出及び受領すること。

［調査項目］

①共通基準に基づく調査項目

観光客の属性（居住地、性別、年齢）、日帰り・宿泊、旅行目的（ビジネス・観光・帰省等）、観光消費額　等

②県独自の「観光満足度」に係る調査項目

交通手段、観光情報の入手方法、観光目的・志向、千葉県観光に対する評価・満足度　等

［調査地点］

県から示す県内観光地点１７地点

※行祭事・イベントは対象としない。

［サンプル数］

１回の調査につき５，１００サンプル以上（回収票数ではなく、回答者を含む同行者数とする）

※サンプルの年齢や性別が偏らないよう可能な限り配慮して調査を行うこと。

［調査周期］

四半期ごと（調査日は、各四半期の休日より１日を選定）

- 令和６年５月～６月
- 令和６年７月～９月
- 令和６年１０月～１２月
- 令和７年１月～３月

※調査は原則として、全ての調査地点において同日に実施する。
※調査日は、対象四半期の観光入込客の平均的な訪問地点数、観光消費額単価の把握が可能と考えられる日を選定すること（お正月、ＧＷ、お盆等は除く。）。

ウ　観光地点パラメータ調査（インターネット調査）

［調査方法］

インターネット市場調査会社が保有するアンケートモニターを対象に、アンケート調査を実施する。

なお、対象者を抽出する際は、国勢調査（総務省統計局）の性・年代別人口の構成比に応じたものとし、特定の属性（性別、年齢、居住地等）に偏ることのないようにすること。

※インターネット調査は、令和６年度中に千葉県を実際に訪れた者を対象に行うこと

［調査項目］

調査員調査と比較検証するため、イの調査項目と同様のものとする。

［サンプル数］

１回の調査につき５，１００サンプル以上

※インターネット調査では調査員調査に比べて虚偽回答や無効票に相当する回答が増える傾向にあるので、適切なデータスクリーニングを行うこと。

［調査周期］

四半期ごとに年４回

・令和６年５月～６月
・令和６年７月～９月
・令和６年１０月～１２月
・令和７年１月～３月

※回答者の旅行日が、お正月、ＧＷ、お盆等に該当する場合は、有効サンプルの対象から除外すること。

エ　外国人観光客意向調査

［調査方法］

観光に対する意向等について、外国人観光客を対象とした対面調査を実施する。

［調査項目］

基本属性（性別、年代、居住地）に加え、旅行目的、訪問地、日本滞在中の支出額、観光情報の入手方法、千葉県における観光地の認知度及び来訪意向など

※県と協議の上、決定すること。

［調査対象地点］

成田国際空港（第１・第２・第３ターミナル）

［調査対象となる外国人観光客の居住地］

欧州、東南アジア、東アジア、北米

※上記のうち、次の国・地域の居住地の外国人観光客は必ず含め、少なくとも１００サンプルを集めること。

アメリカ、オーストラリア、タイ、台湾、中国、フランス

［サンプル数］

合計１，２００サンプル以上

（３）調査結果の集計・分析

調査により得られたデータの集計・分析を行う。

※上記「観光地点等入込客数調査」及び「観光地点パラメータ調査」（調査員調査及びインターネット調査）の調査結果等から、「共通基準」に基づく観光入込客数（実人数）、観光消費額単価、観光消費額等を推計し、県の指示に従い「観光入込客統計調査データ共有様式」に整理すること。

また、「観光地点パラメータ調査」においては、調査員調査とインターネット調査の結果の違いを分析すること。

（４）経済波及効果の推計

観光による県内への経済波及効果（令和５年分）について、千葉県産業連関表を用いて観光地点等入込客数調査等の結果を活用して推計すること。

※推計方法については、県と協議の上、決定すること。

（５）千葉県観光動向の分析

各調査結果を基に、本県における観光動向（トレンド）について分析する。

※本調査結果、県以外が行った調査結果、地域経済分析システム（ＲＥＳＡＳ）等を活用して、千葉県における観光動向の現状及び課題について分析すること。

（６）成果品の提出

下記の成果品を県が定める期日までに提出する。

ア　「観光地点等名簿」

レポート及びその電子データ（Microsoft Word、Excel または Power Point 形式）

イ　「令和５年千葉県経済波及効果の推計報告書」

報告書（Ａ４判）３部、複製用原稿１部及びその電子データ（Microsoft Word、Excel またはPower Point形式）

ウ　「令和６年千葉県観光客入込調査報告書」

報告書（Ａ４判）３部、複製用原稿１部及びその電子データ（Microsoft Word、Excel またはPower Point形式）

※「観光地点等入込客数調査」、「観光地点パラメータ調査」（調査員調査）、「千葉県観光動向の分析」を併せて報告すること。

エ　「令和６年度千葉県観光客満足度調査報告書」

報告書（Ａ４判）３部、複製用原稿１部及びその電子データ（Microsoft Word、Excel またはPower Point形式）

オ　「令和６年度外国人観光客意向調査報告書」

報告書（Ａ４判）３部、複製用原稿１部及びその電子データ（Microsoft Word Excel またはPower Point形式）

５　企画提案事項

（１）「観光地点パラメータ調査」（調査員調査）について、サンプル数を多く確保するための方策を提案すること。特に宿泊客の動向を把握できるような手法があれば提案すること。

（２）「観光地点パラメータ調査」（インターネット調査）について、特定の属性（性別、年齢、居住地等）に偏らないよう、千葉県の観光の実態に即した調査方法を提案すること。

（３）「外国人観光客意向調査」について、特に、下記の対象国・地域の居住地の外国人観光客のサンプルを、特定の国・地域や属性（性別、年代など）に偏ることなく、多く確保するための方策（調査の時期や時間帯、調査回数など）を提案すること。

［対象国・地域］

中国、台湾、オーストラリア、アメリカ、タイ、フランス

（４）本調査結果や県以外が行った調査結果から、本県の観光動向の分析方法について、提案すること。（県以外の調査については、提案者において自由に設定すること。）

６　留意事項

（１）委託業務の実施に当たっては、県と十分協議し、その指示及び監督を受けなければならない。

（２）委託業務の処理を一括して他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

（３）委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

（４）受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（５）受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

（６）本業務により新たに発生した著作権及び工業所有権は県に帰属する。成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合、受託者は当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

（７）回収した調査票は受託者において３年間保存した上で廃棄するものとする。

（8）本契約終了後、保存期間中に県から調査票又は成果品の提出の求めがあった場合には、受託者は県の指図に従い提出するものとする。

（9）本仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、県及び受託者は遅滞なく協議を行うものとする。